



内閣府
男女共同
参画局

DV・性暴力対応と児童虐待対応の 連携等について

令和5年9月

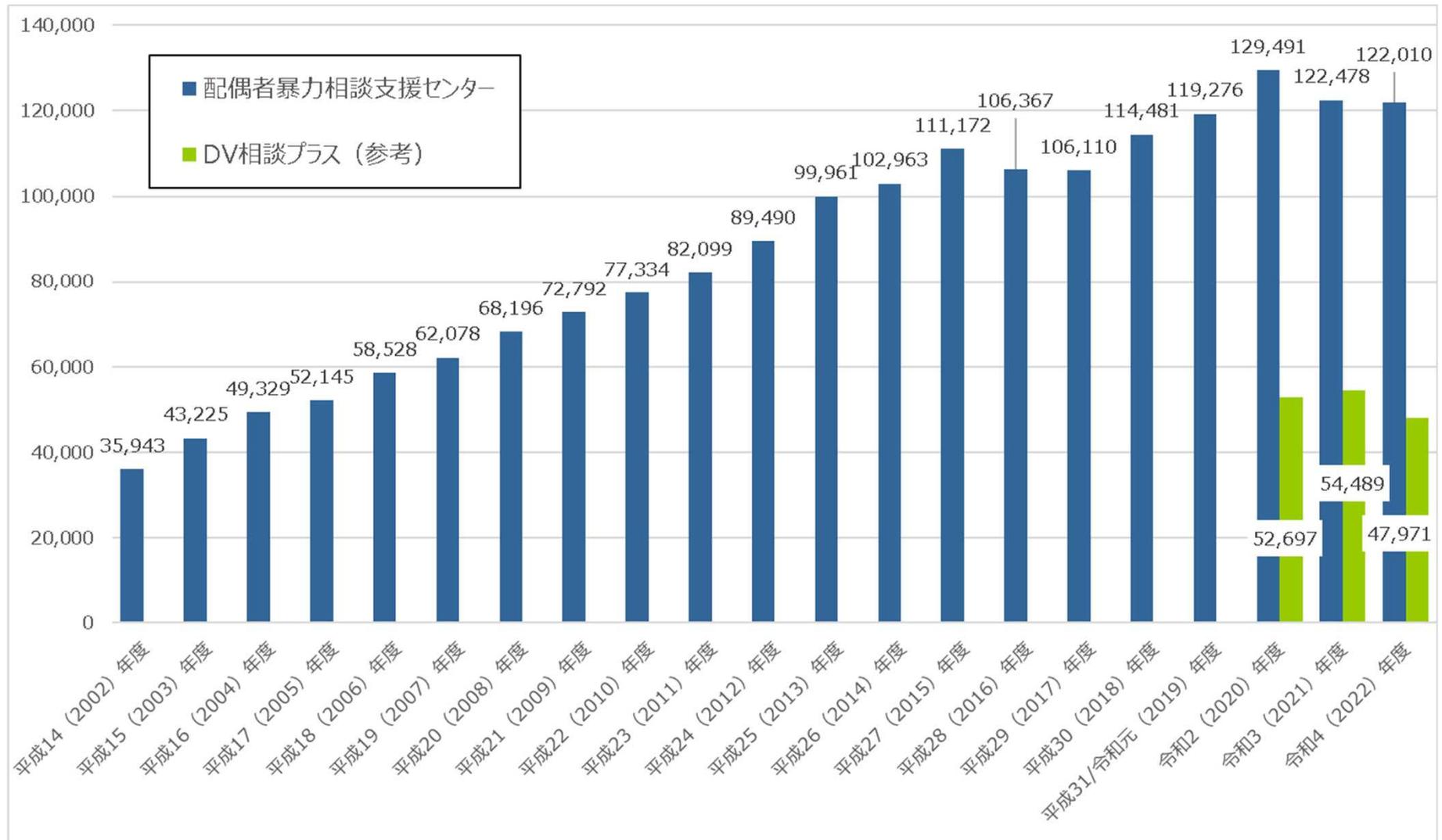
令和5年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

配偶者からの暴力(DV)



配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和4（2022）年度は、約12.2万件で、前年度とほぼ同数（前年度比0.4%減）。



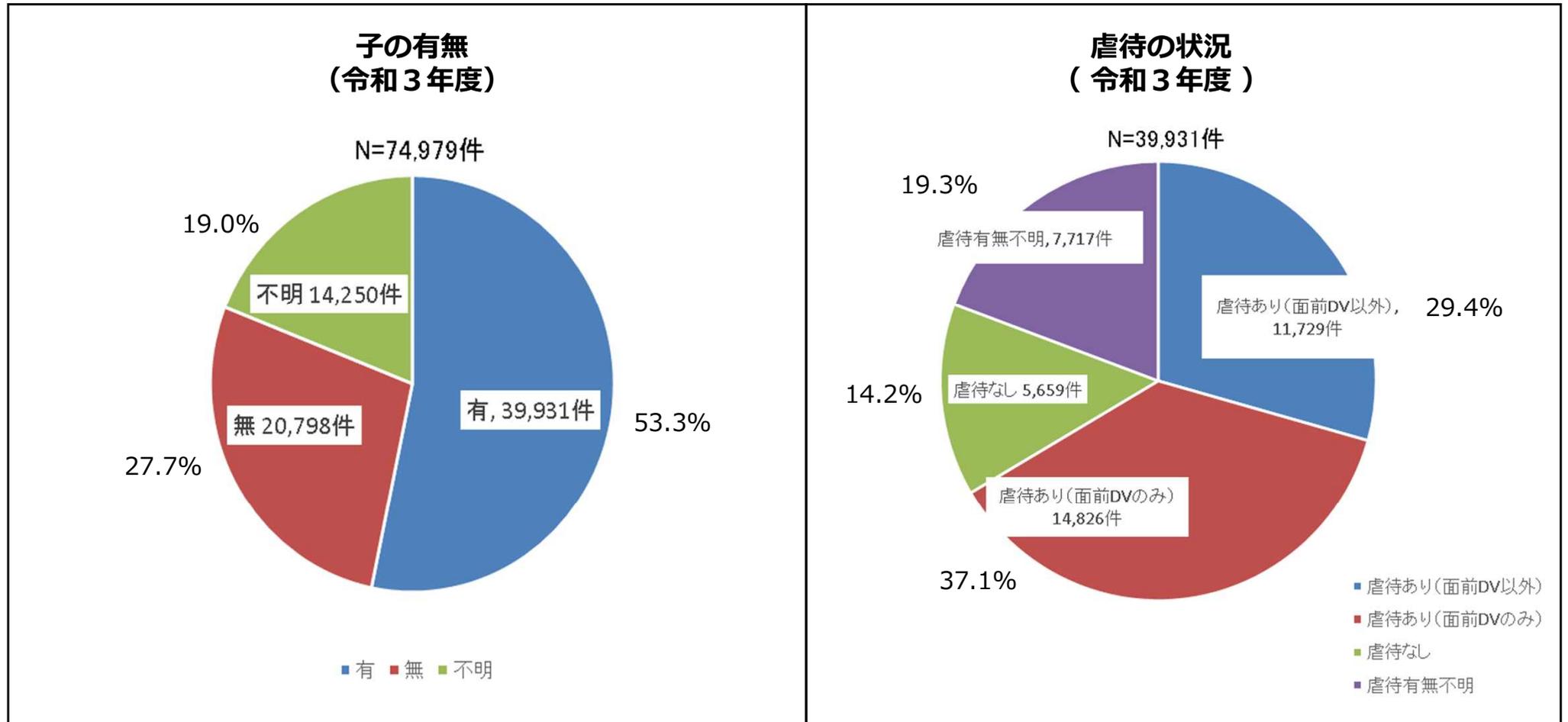
※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を取りまとめ、集計。

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

配偶者暴力相談支援センターの相談件数 (子の有無及び虐待の状況)

【 配偶者からの暴力に関する相談をした実人員のうち、同居している未成年の子の有無及び状況（令和3年度） 】

相談者について、同居している未成年の子（18歳未満）の有無及び虐待の状況を集計した。



※配偶者暴力相談支援センターへの相談内容をもとに、都道府県から報告された件数を整理。
 ※本調査で「面前DV」は、子が直接的にDVを目撃している場合に限る。

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかひの禁止）
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- ・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかひの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、

配偶者からの

- { 身体に対する暴力を受けた者、
「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、
「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由 等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大

（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）

[10条1項~4項]

② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長

[10条1項~4項]

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の
取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設

[17条3項~7項]

③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時~午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加

[10条2項]

④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件^{注1}を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令^{注2}を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため
必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること 等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の
深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等

[10条3項]

⑤ 退去等命令の期間について、

住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設

[10条の2]

⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金

[29条]

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

➤ 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

(1) 被害者の自立支援のための施策^注、

(2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする

注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

[2条の2・2条の3]

< 3. 協議会の法定化 >

➤ 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設

[5条の2～5条の4・新30条]

※上記のほか、民事訴訟手続のIT化等を踏まえ、保護命令手続に係る所要の規定等を整備。

法定協議会について

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会を**法定化**

- **都道府県**に協議会の組織の**努力義務**（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、**児童相談所（都道府県・政令市など）**、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

注：現在、46都道府県で基本方針に基づく協議会を設置済み。



<協議会の機能>

✓ 被害者に関する情報その他**被害者の保護を図るために必要な情報の交換**

✓ **被害者に対する支援の内容に関する協議**

（支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。）

例：代表者会議（関係部局や機関の長により構成）

実務者会議（被害者の支援に直接携わる者により構成）

個別ケース会議（個別の事案に対応）

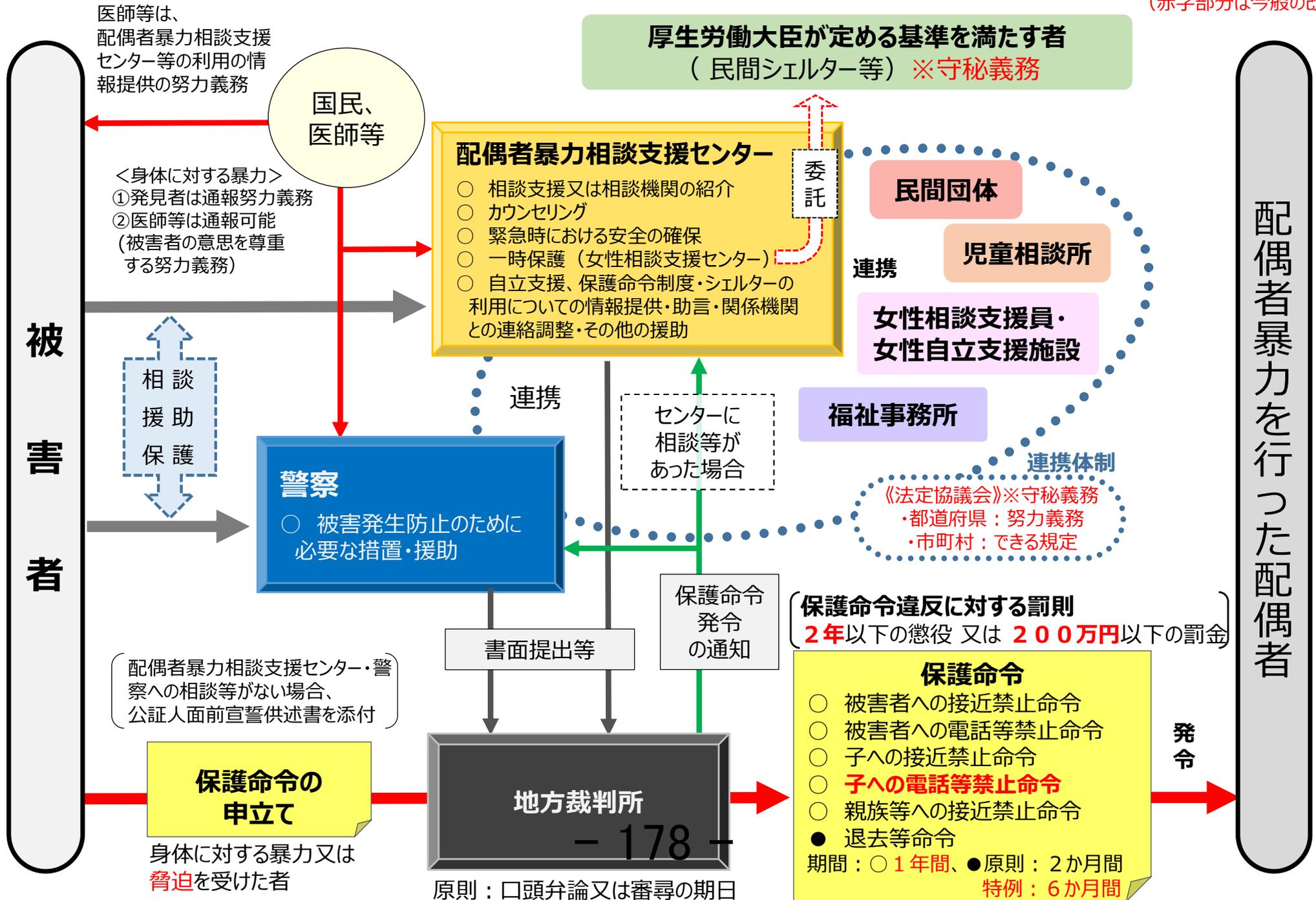
✓ 関係機関等への**協力要求権**（資料・情報提供・意見の開陳等）

✓ 協議会の**事務**に従事する者・していた者に**守秘義務**

（1年以下の**拘禁刑**(懲役)、50万円以下の罰金）

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

※令和6年4月1日施行時点
(赤字部分は今般の改正)



女性活躍・男女共同参画の重点方針2023 (女性版骨太の方針2023) 抜粋

令和5年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 配偶者等からの暴力への対策の強化

② 配偶者暴力対策の着実な推進

イ 被害者支援の一層の充実

配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多いことを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参加を引き続き促すとともに、配偶者暴力防止法改正法による多機関の連携や地域における法定協議会の設置により、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進する。また、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としたオンライン研修において、児童虐待に関連した項目を研修項目とするとともに、児童相談所職員等、児童虐待対応の関係部署の職員も研修対象者とする。【内閣府、こども家庭庁、関係府省】

性暴力

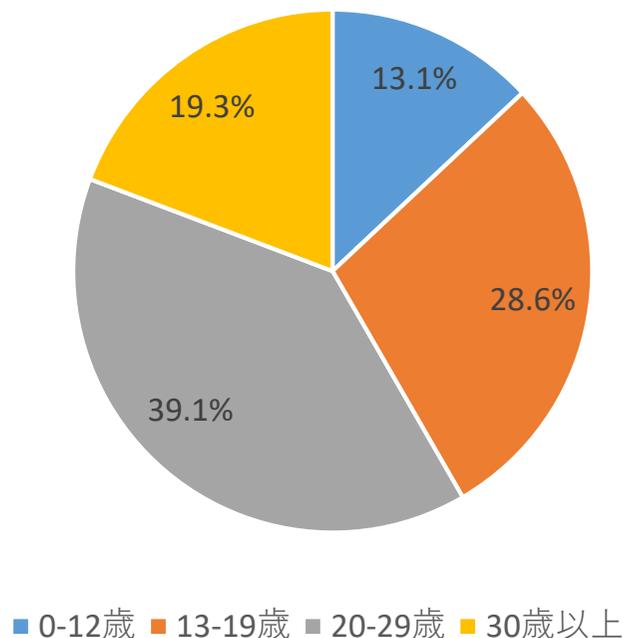


こども・若者の性暴力被害の状況

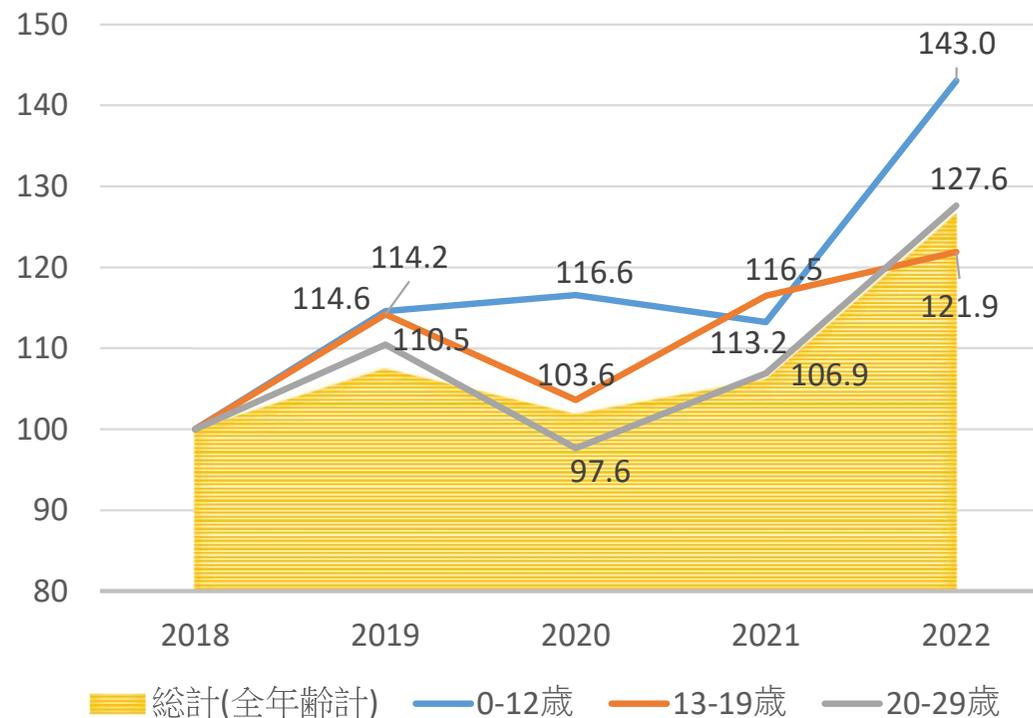
強制性交等罪の認知件数(1,655件)のうち、被害者が20代以下が8割以上、10代以下に限っても4割以上を占めている。
 また、こども・若者が被害者となる強制性交等罪の認知件数は増加傾向にあり、0-12歳では、2018年に比べ1.4倍以上となっている。

＜強制性交等罪の認知件数＞

被害者の年齢層別割合(2022年)



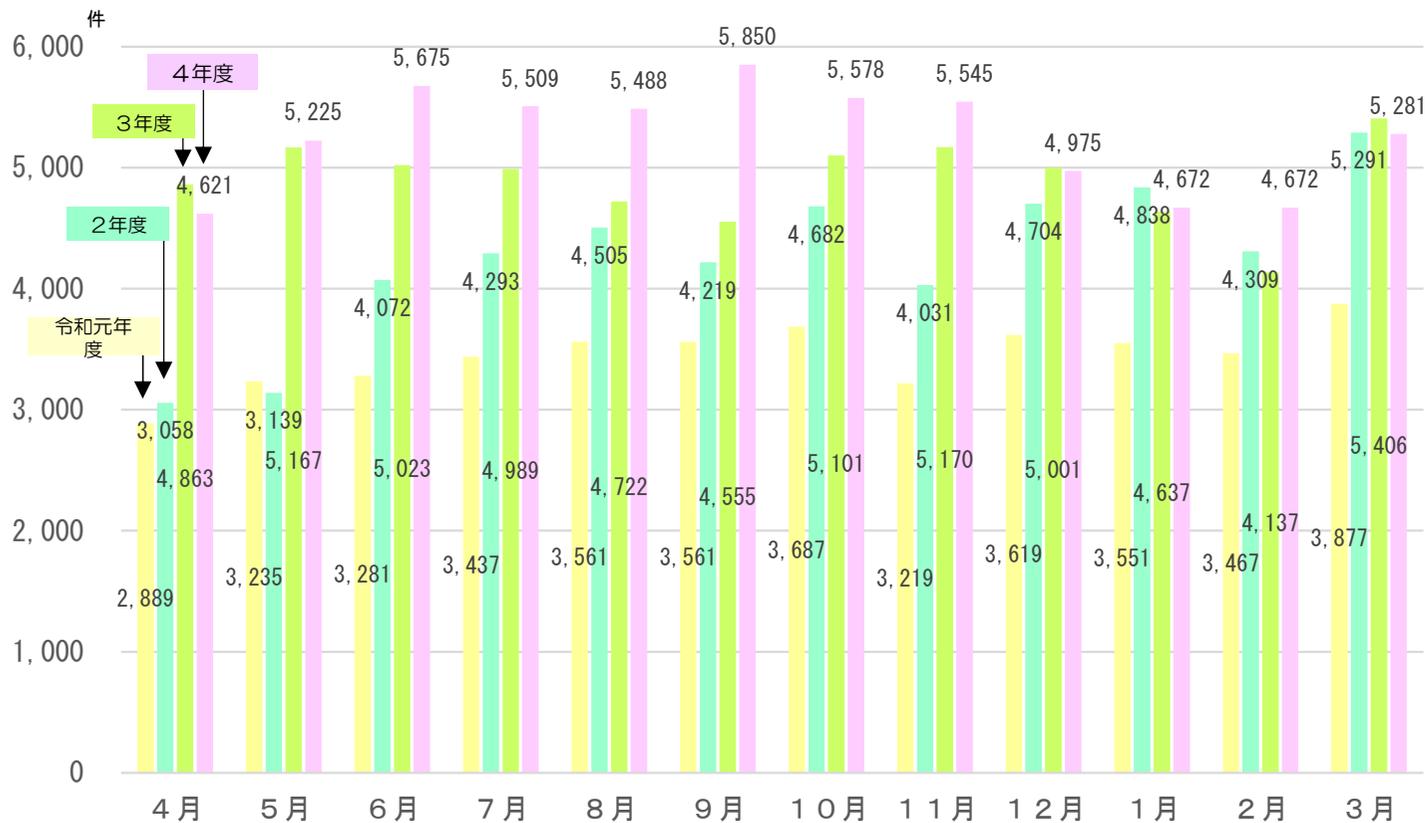
被害者の年齢層別の推移(2018年=100)



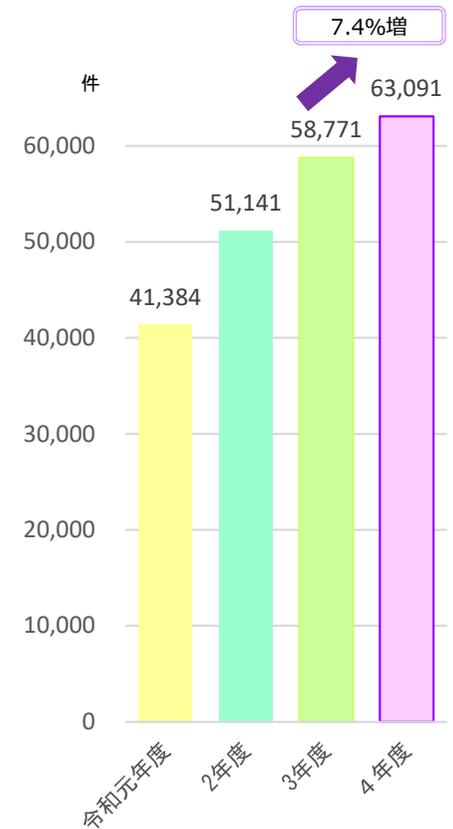
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～4年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加。
令和4年度は、前年度比7.4%増。(4月、12月、3月を除き、前年度を上回って推移)

各月の相談件数



各年度の相談件数



注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。

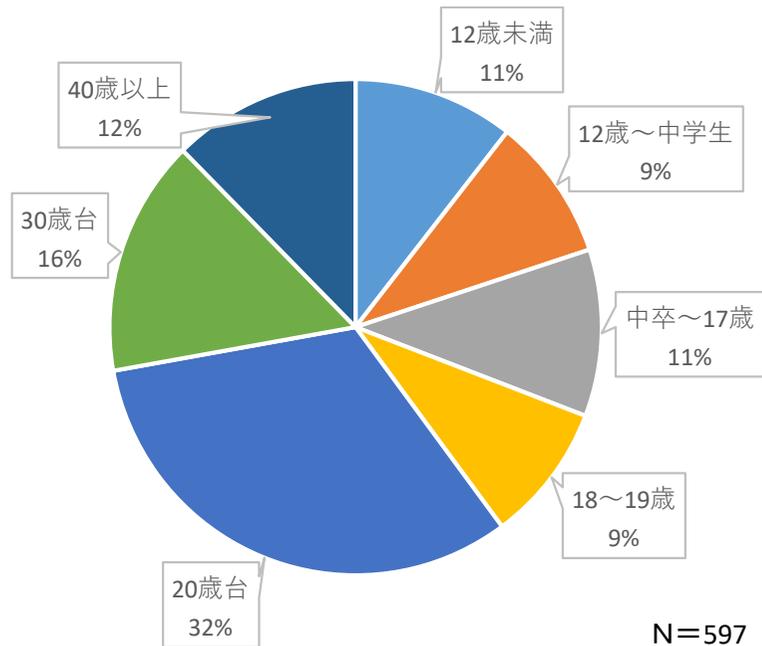
2. 令和2（2020）年の対象施設は49か所、令和3（2021）年度は49か所、令和4（2022）年度は50か所。

ワンストップ支援センターへの相談者の年齢

令和4年の相談者の相談時及び被害時の年齢について調査したところ、「被害時の年齢」(右図)では、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上ることが明らかになった。

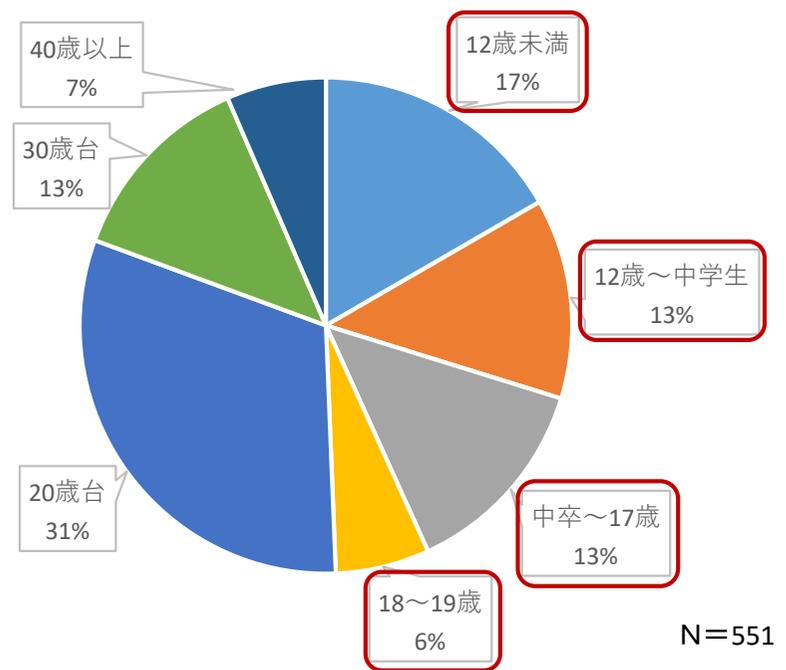
相談時の年齢

<面談>



被害時の年齢

<面談>



■ 12歳未満 ■ 12歳～中学生 ■ 中卒～17歳 ■ 18～19歳 ■ 20歳台 ■ 30歳台 ■ 40歳以上

※年代が不明の者を除いた場合の割合 (令和4年6月～8月)

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

➔ これまでの対策の着実な実行に加え、**本パッケージの対策を速やかに実行**する

解決すべき課題

こども・若者の未熟さ・立場の弱さを利用した性加害が繰り返されている

こどもが長く過ごす場での性被害の未然防止・早期発見が必要

こどもは、被害にあっても性被害と認識できず、どう対応すればよいか分からない
保護者も、こどもの被害に気付くことや適切な対応が難しい

男性への相談支援の知見が十分に蓄積されておらず、相談しにくい

文化芸術分野で活動する際、契約関係の明確化や安心・安全な環境が必要

1
加害を防ぐ

2
相談しやすく

3
支援の強化

今般実施する強化策

- **改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処**
- **加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯**
(親族関係、雇用関係、師弟関係等)などについて、**全国で取締りを強化**
- 刑法改正等に伴い「**匿名通報事業**」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る
- **日本版DBS導入**に向け、**早期の法案提出を目指し、検討を加速**
- **保育所等における虐待防止**のため、**通報義務に関し児童福祉法改正を検討**
- 学校で性被害防止等を教える「**生命（いのち）の安全教育**」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象に**プライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施**
- 保護者として身に付けることが望ましい知識(性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先)等について啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の**子育て支援の場等を通じて保護者に啓発**
- 9月中を目途に「**男性・男児のための性暴力被害者ホットライン**」を初めて開設
- こどもや若者を含め、安心して活動を継続できるよう、**文化芸術分野における相談窓口を設置** (弁護士が契約やハラスメントを含むトラブル等に対し助言や関係機関の紹介等を行う)

緊急啓発期間 (8月・9月に**政府を挙げた啓発活動**を集中実施)

- ① 加害の抑止 (改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底)
- ② 相談窓口の周知
- ③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

- 弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
 - こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
- 「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - こどもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施
(本年8月～9月)

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
- 185 ④ 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果断に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行